

## 令和7年第6回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和7年4月25日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室
開 会	日 時	令和7年4月25日 午前10時00分
閉 会	日 時	令和7年4月25日 午前11時10分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善
	委 員	田 辺 正 保
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善
	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 生涯学習課長 車 塚 洋 学校給食センター所長 小 池 裕 子 情報館長 川原田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課補佐兼総務係長 余 西 弘 希
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第4号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第18号	厚岸町立教育研究所長の任命について【原案可決】
	議案第19号	厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第20号	厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第21号	厚岸町社会教育委員の委嘱について【原案可決】
	議案第22号	厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第23号	厚岸情報館運営協議会委員の任命について【原案可決】
	議案第24号	厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】
	議案第25号	厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第26号	第10次厚岸町社会教育中期計画の策定について【原案可決】
	議案第27号	令和7年度奨学生の選定について【原案可決】
7		閉会

## 令和7年第6回厚岸町教育委員会

令和7年4月25日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和7年第6回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、4月25日の1日間いたします。また、本日の付議事件のうち、「議案第27号」については、奨学金選定に関する議案のため、議案第26号の公開事件が終了した後、会議規則第15条の規定に基づき、非公開として審議を行いたいと思います。

その他の議案については公開として議事を進めたいと思いますが、よろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日4月25日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。

令和7年3月27日に開会した第5回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の成澤委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」を議題

といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、報告第3号「教育長の報告すべき事項について」その内容を報告させていただきます。議案書1ページをご覧ください。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法において配置が義務づけられているため、委嘱したものであります。議案書2ページの報告第3号別紙をご覧ください。令和7年度の厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱内容であります。

1、氏名等であります。まず、学校医の委嘱でございます。厚岸小学校、真龍小学校、厚岸中学校の3校につきましては、町立厚岸病院の佐々木院長、森島副院長、江本副院長、永井内科医長の4名を委嘱しており、町立厚岸病院の常勤医師全員を学校医として委嘱しております。太田小学校、真龍中学校、太田中学校の3校につきましては、田中医院の田中理事長に引き続き委嘱したものであります。学校歯科医につきましては、町内全学校を中村小児歯科クリニックの中村院長に引き続き委嘱しております。学校薬剤師につきましては、全ての学校を町立厚岸病院の薬剤師であります、本川主任薬剤師に委嘱しております。2、任期であります。任期については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。以上、簡単な説明でございますが、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」厚岸町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の報告とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、これで報告第3号を終わります。

●教育長 次に、報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました報告第4号「教育長の報告すべき事項について」、その内容を報告させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

厚岸町の奨学資金の貸与につきましては、高等学校以上の修学能力があるが、経済的理由で進学が困難な者に対し、教育を受ける機会を与えることを目的に貸与しており、令和6年度厚岸町奨学資金の運用状況についてご報告させていただくものであります。議案書4ページの報告第4号別紙をご覧ください。令和6年度の奨学資金運用状況についてご説明いたします。まず、収入についてです。繰越金が1,732万4,375円で前年度繰越金となっています。返還金は、422万2,125円で29人から返還されており、そのうち5人が完済となっています。収入合計では2,154万6,500円で前年度より3,922,125円の増となっています。

次に、支出についてです。貸付金が90万円で、内訳は、新規貸与者の3人で、90万円となっています。前年度は、貸与継続者1人で貸付金が30万円でありましたので、令和6年度より支出が60万円の増となっています。収入・支出を差し引きした残高は2,064万6,500円となり、令和7年度に繰り越されておりますが、昨年より基金預金残高が332万2,125円、増額となっております。なお、令和7年度の奨学生志願者は2名で、内訳は3年制高等看護学院が1名、高等学校が1名になっており、別途、適否審査のため奨学審議会へ諮問する予定であります。以上、大変簡単な説明であります。報告第4号「教育長の報告すべき事項について」令和6年度の奨学金運用状況の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、令和6年度厚岸町奨学資金の運用状況についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 昨年も同じのことを伺ったと思いますが、町内の就職者への奨学金返還免除制度の拡充について、去年も同じ質問をしたと思うんだよね。そしたら、町長部局と話しあって進めていく話だったと思いますが進捗状況はどうなっているのか。

●管理課長 濱委員、おっしゃられるように、昨年度、また、その前からいろいろとお聞きしています。私どもの事務の遅れからですね。少し、検討する時間が長すぎたかなと反省しているところでございます。今、近隣町村でもIターン、Uターンに対する、そういった奨学資金を借りた方に対しての免除、または、助成ですね。少しでも、貸与する額を減らすといったことで伺っております。現在、資料集めということでやっております。これについては、奨学金制度の中でやるのか、他の自治体の例で言いますと、補助金なり、助成金なりで、これとは、別にやっている自治体もあるようです。

ただ、この奨学金制度につきましては、看護師のほうにつきましては、免除ということでこの奨学資金の要綱、条例によって、定めているということもありますので、私ども、スタッフも変わりまして、こういった制度の見直し、本当に早く進めて行かないと、今、こういう時代ですので、困るということで、改めて、打ち合わせもさせていただきました。これについては、なるべく早く、はっきり言ってしまおうと前期、9月くらいまでにですね。そういった目処をつけて、教育委員にご相談させていただき、予算の時期ですね。それまでに、町長部局のほうと連携してですね。調整を図りまして、結果はどうなるかは、わかりませんが、そういったことで事務を進めたい。事務の遅れに関しては、大変申し訳なく思っていますが、事情としては、そういった事情になっております。

●濱委員 できるだけ早めに、やって欲しいというか。結構厳しいというか。地方だと、なかなか帰ってくる人もいないし、最近の奨学金の運用制度を見ていると、ようは、借りてる、借り手がすごく、どんどん減っている現状がありますよね。少しでも有効に使っていくべきだと思う

ので、できるだけ、早急にご検討を願えればと思います。

●教育長            その他に質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長            なければ、これで報告第4号を終わります。  
次に進みます。

●教育長            次に、議案第18号「厚岸町立教育研究所長の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長         ただ今上程いただきました議案第18号「厚岸町立教育研究所長の任命について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

令和6年4月1日付けで任命した厚岸町立教育研究所長について、令和7年3月31日をもって任期満了になったことから、厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第5条第1項の規定により、新たに所長を任命いたしたく本議案を提出するものであります。

任命する者であります。1、氏名等であります。山口直樹氏で太田中学校長であります。なお、生年月日、住所につきましては記載のとおりでありますので省略させていただきます。2、任期であります。任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第18号「厚岸町立教育研究所長の任命について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長            内容は、任期満了に伴う厚岸町立教育研究所長の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           次に、議案第19号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長       ただ今上程いただきました、議案第19号「厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

厚岸町立教育研究所運営委員会委員については、10名の委員で構成されておりますが、1号委員、濱田有子委員、2号委員、齋藤則康委員、3号委員、高橋伸一委員及び八城雅彦委員が町外転出により同委員に欠員が生じるため、厚岸町立教育研究所運営委員会委員を厚岸町立教育研究所設置条例施行規則第9条第1項の規定により、新たに委員を委嘱したたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。1、氏名等であります。1号委員、福田英明氏、厚岸町校長会代長で真龍中学校の校長であります。2号委員、有岡修司氏、厚岸町教頭会長で太田小学校の教頭であります。3号委員は、高橋輝未氏で真龍小学校教諭、同じく3号委員神山隼也氏で真龍中学校教諭であります。なお、生年月日、住所につきましては記載のとおりでございますので省略させていただきます。2、任期であります。任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第19号「厚岸町立教育研究所

運営委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、欠員による厚岸町立教育研究所運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

- 教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第20号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長 ただ今上程いただきました、議案第20号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

厚岸町学校給食センター運営委員会委員については、6名の委員で構成されておりますが、1号委員、蠣崎浩一委員及び濱田有子委員が町外転出により同委員に欠員が生じたため、厚岸町学校給食センター管理条例第4条第2項の規定により、新たに委員を委嘱いたしたく本議案を提出するものであります。

委嘱する者であります。1、氏名等であります。教育関係者、山田浩也氏で、厚岸中学校長であります。同じく教育関係者、櫻井順氏で、太田小学校長であります。なお、生年月日、住所、につきましては記載の

とおりでございますので省略させていただきます。2、任期であります。任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までで、前任者の残任期間の1年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第20号「厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

●教育長 ほかに質疑はありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第21号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、議案第22号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。議案第21号と議案第22号は、委員及び任期が同様でありますことから、一括議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 課長 ただ今上程いただきました議案第21号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」、及び議案第22号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

はじめに、議案第21号「厚岸町社会教育委員の委嘱について」であります。

厚岸町社会教育委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このたび、

厚岸町校長会の役職替えに伴い、厚岸町社会教育委員に欠員が生じたため、社会教育法第15条第2項及び社会教育委員設置条例第3条第3項の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。氏名等であります。氏名、大野孝喜氏、生年月日、住所等は記載のとおりで、職業は教員で厚岸小学校教頭であります。任期は、社会教育委員設置条例第3条第2項、ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とするものであります。委員区分は、「学校教育」であります。

続きまして、議案第22号「厚岸町公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。

議案書9ページをご覧ください。

厚岸町公民館運営審議会委員は、12名の委員を委嘱しておりますが、このたび、厚岸町校長会の役職替えに伴い、厚岸町厚岸町公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、社会教育法第30条第1項及び厚岸町公民館条例第6条第2項の規定により、補欠による委員を委嘱いたしたく、提案するものであります。氏名、生年月日、住所、職業につきましては、議案第21号と同様ですので、省略させていただきます。任期は、同条例第6条第3項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とするものであります。委員区分は、学校教育であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第21号及び第22号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、欠員による社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長           次に、議案第23号「厚岸情報館協議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

ただ今上程いただきました議案第23号「厚岸情報館協議会委員の任命について」その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧いただきたいと思います。

厚岸情報館協議会委員は、10名の委員を任命しておりますが、このたび、厚岸町校長会の役職替えに伴い、厚岸情報館協議会委員に欠員が生じたため、図書館法第15条及び厚岸情報館設置条例第7条第1項の規定により、前任者の残任期間を補欠委員として任命いたしたく、本議案を提出するものであります。氏名等であります。氏名、櫻井順氏、生年月日、住所等は記載のとおりで、職業は教員で太田小学校の校長であります。

任期は、厚岸情報館設置条例、第7条第3項、ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とするものであります。委員区分は、学校教育であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長           内容は、欠員による厚岸情報館協議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(ありません。の声)

●教育長           では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第24号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習 ただ今上程いただきました、議案第24号「厚岸町スポーツ推進審議会  
課長 委員の任命について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進審議会委員は、10名の委員を任命しておりますが、このたび、厚岸町校長会並びに厚岸町教頭会の役職替えに伴い、厚岸町スポーツ推進審議会委員に2名の欠員が生じたため、厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、補欠による委員を任命いたしたく、提案するものであります。1人目は、氏名、山口直樹氏、生年月日、住所は記載のとおりで、太田中学校校長であります。次に、2人目は、氏名、後藤良太郎氏、生年月日、住所は記載のとおりで、太田中学校教頭であります。任期は、厚岸町スポーツ推進審議会条例、第6条第1項ただし書きの規定により、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとするものであります。委員区分は、「関係行政機関の職員」であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第25号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長 ただいま上程いただきました議案第25号「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由を申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

本規程は、条例目的にある本町の文化振興に寄与する活動を行う団体及び個人に対し助成する基準を明示しているものでありますが、これまで児童・生徒が発表会等に参加又は出場する場合において、指導者が引率できない場合は保護者を引率者として助成対象に含む取扱いを行ってきたところではありますが、その範囲をより明確にするため、今回、「引率者」を「指導者」に限定し、町外に在住する「指導者」についても助成対象といたしたく、本案を提出するものであります。

改正内容につきましては、別にお配りしている、議案第14号説明資料「厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」により、ご説明申し上げます。第2条第1項第1号アにおいて、助成対象者を明確化するための字句の整理及び当該要件に町外の指導者を加えるための字句の追加であります。これは、助成対象である厚岸町民のほか、これまで厚岸町以外の住民については、厚岸町に就学している児童、生徒のみだったものを、厚岸町以外の住民である指導者を含める内容に改正するものであります。

次に、同条第1項第1号イただし書き中、「児童生徒が参加又は出場する場合は、児童生徒が4人以内は1人、5人以上は2人を限度とし引率者を補助対象に加える。」としていたものを、「当該助成対象人員のうち児童又は生徒が4人以内の場合にあっては引率する指導者1人を、児童又は生徒が5人以上の場合にあっては引率する指導者2人を限度に補助対象に加えるものとする。」に改め、引率者を指導者と限定し、助成対象の範囲を明確にするための改正であります。

「附則」であります。この訓令は、令和7年4月25日から施行するも

のであります。

以上、簡単な説明であります。以上、簡単な説明であります。以上、簡単な説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 教育長 内容は、厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 ほかに質疑はありませんか。

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

- 教育長 次に、議案第26号「第10次厚岸町社会教育中期計画の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習 課長 ただ今、上程いただきました議案第26号「第10次厚岸町社会教育中期計画について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。第9次厚岸町社会教育中間計画が令和6年度で計画期間が終了することに伴い、「第6期厚岸町総合計画」を踏まえ、「厚岸町民憲章」及び「厚岸町教育目標」の具現化を図るために社会教育行政の役割を示し、生涯学習の観点に立った社会教育を推進するため、本計画を策定するものであります。

厚岸町社会教育中期計画につきましては、5年間の計画期間として厚岸町では、昭和59年第1次計画から継続して策定しており、第9次計画では、令和2年度から令和6年度、このたびの第10次計画では、令和7年度から令和11年度までの計画期間となるものであります。計画の内容について、であります。以上、簡単な説明とさせていただきます。議案第26号別添資料「第10次厚岸町社会教育中期計画書」にてご説明させていただきます。

おもて表紙をお開きいただき、はじめに目次であります。この計画書

は、3つの章からなっており、1ページから6ページまでの第1章、

「社会教育中期計画の基本的視点」、7ページから30ページまでの第2章は、「各分野について」、31ページから69ページまでの第3章は、「資料編」となっております。次の1ページをお開きください。

第1章は、5つの節からなる章であります。2ページ、第1節、社会教育中期計画策定の意義、第2節、社会教育中期計画策定の基本的考え方、3ページ、第3節、計画の基礎となる指標、4ページ、第4節、社会教育と生涯学習のすがた、5ページ、第5節、基本方向と領域別推進目標、となっております。この章は、本計画の基礎となる内容であり、第10次において大きく変わるものではありませんが、5ページ、第5節においては、次の第2章におきます、9つの各領域別の「推進目標」と「重点項目」を設定しております。

7ページからの第2章は、各分野についてで、9つの節からなる章であります。8ページ、第1節は「家庭教育」。はじめに「現状」の整理と「課題」の設定をしております。9ページには、「家庭教育」の推進目標、「人と人とのふれ合いをとおして、子どもの基本的な生活習慣を身につける家庭教育支援の推進」として、その下に重点項目、2項目を、また、施策として項目それぞれに2つを設定しております。以降の9節までにおきましても同様に、各領域ごとに、「現状」「課題」「推進目標」「重点項目」「施策」が掲載されております。10ページを開き下さい。第2節、「青少年教育」です。現状、課題の説明は省略させていただき、11ページ、「推進目標」。「主体的な活動をとおして、豊かな人間性を身につける青少年教育の推進」とし、重点項目を2項目、施策を全8つ、設定しております。12ページ、第3節、「成人教育」では、「推進目標」を、「自らを高めながら、まちづくりをすすめる成人教育の推進」とし、重点項目を2項目、施策を全7つ設定しております。14ページ、第4節、「高齢者教育」では、「推進目標」を、「生きがいに溢れ、自身の豊かな経験を発揮できる高齢者教育の推進」とし、重点項目を1項目、施策を2つ設定しております。16ページ、第5節、「芸術文化」では、「推進目標」を、「一人一人の心を豊かにする芸術文化活動の推進」とし、重点項目を1項目、施策を3つ設定しております。18ページ、

第6節、「図書館活動」では、20ページに「推進目標」を、『『いつでも・どこでも・だれでも』読書ができる環境づくりと時代に対応した情報活用の推進」とし、重点項目を2項目、施策を全12、設定しております。22ページ、第7節、「社会教育施設」では、「推進目標」を、「学習活動を支援する社会教育施設の充実」とし、重点項目を2項目、施策を全4つ、設定しております。24ページ、第8節、「博物館活動」では、27ページに「推進目標」を、「郷土と歴史・文化と天文・海事に係わる資料の保存と活用の推進」とし、重点項目を2項目、施策を全11設定しております。28ページ、第9節、「スポーツ」では、「推進目標」を、「町民だれもが、それぞれのライフステージに応じ、それぞれの志向に合う仲間や指導者とともにスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくり」とし、重点項目を4項目、施策を全8つ設定しております。

次に、31ページからの第3章は、資料編となっており、3つの節と「各種計画策定年表」からなっております。32ページ、第1節は「厚岸町の社会教育施設」で、社会教育施設と社会体育施設の一覧。34ページ、第2節は「厚岸町の文化財」で、「指定及び登録文化財一覧」と「厚岸町埋蔵文化財包蔵地一覧」となっております。38ページからの第3節「厚岸町社会教育中期計画各事業の評価」は、「第9次厚岸町社会教育中期計画検証表」となっております。9つの各項目の施策・事業ごとに、成果と課題、令和2年度から令和6年度までの各年度ごとの事業評価、継続性について検証しております。なお、事業評価はA「ほぼ達成することができた」、B「概ね達成することができた」、C「達成に向け見直しが必要」の3つで評価しております。また、継続性につきましては、1～4で評価し、それぞれ、「今後も継続」、「取組内容を変更」、「事業完了」、「事業中止」を示しております。検証表部分につきましては、項目が多いため、個別の説明を省略させていただきます。

最後に、69ページ、奥付とともに、「各種計画策定年表」となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいた

します。

- 教育長           内容は、第10次厚岸町社会教育中期計画の策定についてであります。これから質疑を行います。
  
- 濱委員           ざっと、見させていただいたんですけれども、今、教育委員会で進めている部活の地域移行、部活、JOYありますよね。それっていうのは、多分、この社会教育の部分と絡んでくると思われるんですけど、中期計画で5年間の計画を立てているのに、その項目って特別ないいですよ。今までの項目に沿った形での計画になっているんですけども、それについては、どのような計画で進めていくっていう感じなんですか。
  
- 生涯学習  
  課長           はい、今、濱委員、ご質問ありました件につきましては、現状としましては、スポーツのほうで中心に動いております。この計画で29ページのですね、重点項目、このところで、29ページのいちばん下の項目、部活動の地域移行の推進、このところの重点項目で挙げさせていただいております。今、スポーツと文化系で行っていますが、この部分で、この部活の地域移行の項目で挙げさせていただいておりますので、現状としましては、今、中学校の部活動につきましては、休日の地域移行を推進するということで、すべての部活動の休日の地域移行を進めているところです。次年度、令和8年度につきましては、今回の休日移行を踏まえ、検討した上で、平日の部活の一部移行も推進しよう。
- 早ければ、令和9年度には、すべての部活動で地域移行を進めていくということで、今進めているところでございます。この部活、中期計画において、29ページのところで、重点項目として挙げさせていただいているところでございます。
  
- 濱委員           今、中学校の部活でスポーツについて、まず、中心になって動いていると思うんだけど、吹奏楽だとか、そういう芸術分野でも、地域移行を進めているっていう現状の中で、スポーツの項目だけに挙げるっていうのは、どうなのかなという。文化のほうでも挙げてますか。
  
- 生涯学習  
  課長           芸術文化、16、17ページをお開きいただきますと、この文化活動の項目の中で、重点項目は芸術文化活動の振興という施策のひとつとしまし

て、指導者、後継者の育成、そして、部活動の地域移行の推進、ここで挙げさせていただいております。

●教育長           ほかに質疑はありませんか。

●田辺委員       ページ数でいくと、45ページですね。事業評価の中でですね。表のいちばん上のほうになるんですけども、ネイパルの体験活動ね。コロナやインフルエンザなどで、この表だけでは5年間、全然やらなかったんですけども。この新年度以降、実際にこれやっていく形態をおそらく進めていくのかなというふうに思うんですけども。せっかくある道立の施設ですし、これ前から言ってたんですけども、ぜひともですね、地元でせっかく良い施設があるんで、おおいに利用していかなければ、利用促進ということで。最悪、閉鎖なんていうようなことにもつながっていくのかなというふうに思いますし、せっかく、ある施設ですので、できるだけ有効に活用ということを計画的に進められれば、と思いますのでその辺、よろしくをお願いします。

●生涯学習課長   今、田辺委員おっしゃられたように、我々、生涯学習課、この社会教育中期計画にも挙げさせていただいておまして、今までコロナ、インフルエンザ、そういう感染症の関係で、活動がちょっと抑えられていたんですが、実は、昨年度からネイパルの事業にも生涯学習の各施設の職員が出向いて講師をやったり、協力支援、続けております。併せて、我々、生涯学習の事業もですね。ネイパルの職員の方を講師にお招きして活動する。喫緊では、生きがい大学、高齢者の生きがい大学でも、月曜日には、ネイパルの職員を講師に招いて、工作会を真龍小学校で実施しようとしたり、また、村山の子供交流、そういうところでもネイパルを利用して、宿泊を含めて、野外炊飯とか、そういうものも実施したり、考えておりますので、連携を密にしながら進めていきたいと思えます。

●田辺委員       こういうふうに、せっかくある施設ですから、地元の子供達、町内にそういう施設があるんだということで理解していただくことが良いんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 次に、議案第27号「令和7年度奨学生の選定について」を議題といたします。

●教育長 管理課長と管理課長補佐以外は退席願います。  
ここで休憩いたします。

[休憩 午前10時50分]

[再開 午前10時51分]

(退席確認後)

●教育長 それでは再会します。

●教育長 職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 内容は、令和7年度奨学生の選定についてであります。  
これから質疑を行います。

【非公開事件のため省略】

●教育長 休憩します。

[休憩 午前10時54分]

[再開 午前11時00分]

●教育長 再開します。そのほか、ございませんか。

(ありません。の声)

●教育長           なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           その他、総体的に何かございませんか。

(ありません。の声)

●教育長           以上で、本日の会議日程は全て終了しました。  
これもちまして、第6回教育委員会を閉会します。